

第2章 関係地域

2-1 関係地域の基準

環境影響評価における関係地域は、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域とした。

本事業において環境影響の範囲が最も大きいと考えられる環境要因は、煙突排出ガスによる大気汚染物質の排出である。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）（以下、「指針」という。）に基づき、煙突から排出された大気汚染物質の最大着地濃度の距離を推定し、計画地を中心として、その推定距離の2倍を半径とした地域を関係地域として設定した。

指針では、煙突実体高と排出ガス上昇分を加算した有効煙突高、拡散式（ブルーム式等）から、煙突実体高から一般的な値として、汚染物質の最大着地濃度の出現予想距離が推定されている。

本事業における施設建設計画では、煙突高が35mと計画されている。この場合の最大着地濃度出現予想距離は、1.8km程度であるが、この2倍の半径3.6kmを環境影響が及ぶと考えられる範囲として設定することが一つの案として考えられる。

しかし、指針では一般的な値としていることから、より安全側に設定することとし、計画地を中心として半径5kmを関係地域として設定した。

2-2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図2-2-1に示すとおりであり、以下の3市が関係している。

- ・ 大月市
- ・ 都留市
- ・ 甲州市（山間部にあたる一部のみ）



凡 例

- : 計画地
- : 関係地域 (半径 5km)

S=1:75,000

0 2,000m



図 2-2-1 環境に影響を及ぼす地域

第3章 事業特性

3-1 事業特性

大月バイオマス発電㈱が行おうとしている事業は、剪定枝、間伐材などを加工した生木屑チップ（一部 PKS を含む）を利用したバイオマス発電所（木質専焼発電所）の運営である。

木材チップ等を利用したバイオマス発電事業（木質専焼発電事業）とは、これまで廃棄物として中間、若しくは最終処分を余儀なくされてきた廃材などの木材由来の再利用可能資源（木質バイオマス）を、破砕加工やスクリーン分別などの適正処理を施すことによって「一定品質を保った発電燃料に再生」させ、これを「有価で燃料として買い上げて」再利用していく、新しいタイプの発電事業である。

重油や天然ガスなどの化石燃料を使用する従来の火力発電所に比べ、原料である燃料に不用となった木材チップ等を再利用するため、燃料原価が極めて安く、価格競争力の高い発電事業を行うことができる。また、同燃料は太陽エネルギーにより再生産される木材燃料（光合成で生育する植物由来燃料）であるため、計画的な森林栽培等を行うことによって無尽蔵な燃料供給が可能になる。

本事業では、発電燃料に建築廃材は使用せず生木屑チップ（一部 PKS を含む）のみを使用し、その結果、排出される燃え殻は安全な特殊肥料としての再利用ができるため、完全なリサイクルを可能にした事業となっている。

また、発電燃料については FIT の規定に従った「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月 林野庁）に従い、認定された供給会社からのみ受入れを行う管理体制となっている。

なお、燃え殻については、「環廃産第 1306282 号 平成 25 年 6 月 28 日^{*}」においてバイオマス資源の焼却灰関係の記述があり、木質チップを燃料として専焼ボイラーにて生じた燃え殻は有効活用すべきことが示されている。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」及び「環廃産第 1306282 号 平成 25 年 6 月 28 日」は、資料編に添付した。

※環廃産第 1306282 号 平成 25 年 6 月 28 日

「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

